

役員報酬規程

第1条（目的）

本規程は特定非営利活動法人国境なき子どもたち（以下「本会」という。）の役員（理事ならびに監事）の報酬について定める。

第2条（報酬）

役員の報酬についてはこれを支払わない。

第3条（交通費、滞在費）

総会並びに理事会への出席に関わる役員の交通費及び滞在費は、本会の財務状況を勘案して会長が決定し、支給する。

付 則

この規程は2015年1月8日より施行する。

給 与 規 程

第 1 章 総 則

第 1 条 (目 的)

特定非営利活動法人国境なき子どもたち（以下「本法人」という）のスタッフの給与は、就業規則第３５条の規定に従い本規程の定めるところによる。

第 2 条 (適用範囲)

本規程は就業規則第３条のスタッフに適用する。

第 2 章 給 与

第 1 節 給与・年俸の決定および体系

第 3 条 (給与決定の原則)

スタッフの給与は、各人の経験、資格、勤続年数、担当する職務の内容およびその勤務成績に基づいて当本法人が決定する。

第 4 条 (給与体系)

スタッフの給与体系およびその項目を次のとおりとする。

1. 基準内給与（月給、日給、時給）
 - a. 基本給
 - b. 通勤手当
 - c. その他の手当
2. 基準外給与
 - a. 法定内時間外勤務手当
 - b. 法定外時間外勤務手当
 - c. 法定内休日勤務手当
 - d. 法定外休日勤務手当

第 2 節 計算期間、締切日、支払日等

第 5 条 (給与の計算期間、締切日、支払日)

スタッフの給与の支払は次のとおりとする。

1. 給与の締切日は毎月末日とし、これを当月２５日に支払う。
2. 給与支払日が休日に当たる場合には、その前日に支払う。
3. 基準外給与の計算期間を毎月１日から末日までとし、翌月の２５日に支払う。

第 6 条 (給与支払の原則)

給与は、その全額を現金で直接、またはスタッフが指定する本人名義の預貯金の口座への振込みにより支払う。

第 7 条 (虚偽の届出)

スタッフが虚偽の届出をなし、または所定の届出を怠って不当な支給を受けたときは、その金額を返還させる。

第 3 節 端数計算および単価

第 8 条 (給与の端数計算)

給与の端数計算は次のとおりとする。

1. 各給与項目の計算上 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切上げる。
2. 給与から控除すべき項目に、1 円未満の端数が生じたときはこの端数を切り捨てる。

第 9 条 (日割計算の日数等)

この規程で定める日割計算の基礎日数は、その年の平均月間所定労働日数とする。

- ② この規程で定める時間割計算の基礎時間数は、1 日 7 時間 15 分とする。

第 10 条 (給与の控除)

給与計算期間における所定勤務時間の一部または全部を正当な理由なく、かつ、欠勤、遅刻、早退、私用外出、その他の事由により休業したときは、これに対応する給与は原則として支給しない。

- ② 前項の給与からの控除額は、実不就労時間につき前条の定める日割計算または時間割計算により算出する。
- ③ 実不就労時間の算定は、1 給料計算期間（1 ヶ月）ごとに合計し、これに 30 分未満の端数が生じたときは切り捨てる。
- ④ 前各項の控除計算の対象となる給与項目は、第 5 条に定める基準内給与（通勤手当を除く）または基準内年俸（通勤手当を除く）とする。
- ⑤ 給与計算期間の中途における入退職、および休職並びに休職後の職場復帰についても、第 1 項から第 4 項までの規定を準用する。

第 4 節 支払等の例外

第 11 条 (全額払いの例外)

給与は、法令により控除すべきものおよびスタッフの過半数を代表する者との協定によるものは、これから控除する。

第12条 (非常時払い等)

スタッフが次の各号の一に該当し、かつ、その請求があった場合には、第5条に定める期日前であっても、既往の労働に対する給与（ただし、本法人に異議のある部分を除く）を支払う。

1. 本人が死亡したとき
2. 本人が退職し、または解雇されたとき
3. その他、本法人がやむを得ない事由があると認めたとき

第13条 (退職時の金品の返還)

スタッフの死亡または退職（解雇を含む）の場合において、スタッフの請求があるときは、本法人に異議のある部分を除き、スタッフの権利に属する金品を7日以内に返還する。

第14条 (支給者の特例)

スタッフが死亡した場合の給与等は、労働基準法施行規則第42条または第43条に定めるところによる。

第5節 給与等の決定

第15条 (基本給の決定)

基本給はスタッフの勤続年数、経験、職務遂行能力および勤務成績に基づいて本法人が決定する。

第16条 (通勤手当の決定)

通勤に要する交通費は、その実費を支給する。ただし、月額3万円を限度とする。なお、通勤経路は最短をとるものとする。

- ② 住居の変更により乗車区間および乗車機関を変更しようとする者には、所定の手続を経て、承認のあった月から新たな通勤手当を支給する。

第6節 基準外給与等の決定

第17条 (基準外給与の算定基礎額)

スタッフの基準外給与の算定基礎額は次のとおりとする。

1. 算定基礎額

基準外給与の算定基礎額は、基準内給与とする。

ただし、通勤手当、1ヶ月を超える期間ごとに支払われる給与、臨時に支払われる給与を除くものとする。

2. 時給の算定（月給者の場合）

時給は、前号の算定基礎額の（年間所定労働日数/12×7.25）分の1とする。

第 7 節 時間外勤務手当、休日勤務手当

第 18 条 (基準外給与の決定)

スタッフの基準外給与は次のとおりとする。

1. 時間外勤務手当
法令の定めにより支払う。
・法定外時間外勤務手当計算式（時給×1.25×当該労働時間数）
2. 休日勤務手当
法令の定めにより支払う。
・法定休日勤務手当計算式（時給×1.35×当該労働時間数）
3. 深夜の時間外勤務割増手当
法令の定めにより支払う。
・時給×0.25×当該労働時間数

第 8 節 休暇・欠勤・休職についての取扱

第 19 条 (年次有給休暇・特別休暇等の取扱)

就業規則第 21 条および第 22 条に定める休暇についての給与については所定勤務時間を勤務したものとみなして取扱う。

ただし、特別休暇等で無給と定められている休暇を除くものとする。

第 20 条 (欠勤・休職期間中の取扱)

欠勤および休職期間中の取扱は次のとおりとする。

1. 社会保険料等
欠勤および休職期間中に社会保険料等の本人負担分の立替金が発生したときは、その都度、当該月の末日までにスタッフに請求するものとし、スタッフは本法人が指定する日までに、指定口座へ振り込むこととする。
ただし、社会保険料等の免除を申請し承認された場合は、本法人は当該請求をしない。
2. 通勤手当
欠勤および中途入職、中途退職の場合で、1ヶ月の所定労働日数に満たないものの通勤手当は、1ヶ月の通勤定期代と、通勤費実費相当額と比し、安価な料金を支払うものとする。

第 9 節 昇 給

第 21 条 (給与の改定)

給与の改定は基本給について行うものとする。

- ② 給与の改定は必要に応じて随時、本法人の業績並びにスタッフの勤務成績・技能・能力等を勘案して行う。

第22条 (昇給の留保)

次の各号の一に該当するスタッフについては、当該期に限り昇給を行わないことがある。

1. 昇給月以前1年間の就業日数が延月数で6ヶ月に満たない者
2. 著しく技能が低い者、または著しく勤務成績の悪い者
3. 著しく素行が不良の者
4. 懲戒処分を受けた者

第3章 賞 与

第23条 (賞 与)

スタッフの賞与は、次の対象期間に応じ、次のとおり支給する。ただし、本法人の業績によっては支給しないことがある。

支給日

対象期間1月1日～6月30日のものは6月または7月

対象期間7月1日～12月31日のものは12月または1月

第24条 (算定および支給)

賞与は支給対象期間の本法人の業績、スタッフの勤務成績、担当職務等を勘案して決定する。

- ② 賞与は支給日時点で在職していることおよび勤続6ヶ月以上就労しているスタッフに支給する。ただし、この期間に満たないものには、その勤務日数と成績に基づいて寸志を送る。

第4章 退 職 金

第25条 (退職金)

本法人の財政状況が許す場合に、雇用期間に定めのない有給専従スタッフの退職に際し事務局長の提案のもと、理事会は退職金を支給することができる。

付 則

1. この規程は、2011年7月1日から適用する。
2. 給与等については、会長、専務理事、および会計役の合議により決定するものとする。ただし、必要があると認められるときには、スタッフ1名を参加させることがある。
3. 2019年1月1日から変更実施する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人国境なき子どもたち	事業年度	令和2年1月1日 ～令和2年 12月31日
-----	--------------------	------	--------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
評議員会費	68,000 円
受取寄付金	94,530,028 円
受取助成金等	85,592,398 円
事業収益	31,407,090 円
その他収益	8,827 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	211,606,343 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
	7,000,000 円
	円
	円
	円
	円
合 計	7,000,000 円

(3) その他

該当なし

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲 渡 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
物品販売（書籍、ポストカード及びフェアトレード商品）	682,202 円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸 付 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
該当なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役 務 の 提 供 の 内 容	料 金	条 件 等
事業費・委託料	3,198,065 円	
管理費・委託料	2,895,719 円	
講演料等収入	722,650 円	
業務委託収入	27,886,057 円	
イベント参加費等その他事業収入	2,116,181 円	
	円	
	円	
	円	
	円	

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		89,612,211 円	パキスタン、ハイバル・パフトゥンハー州における女子の中等教育へのアクセス拡大と質の向上事業（第1年次）、等
		27,477,950 円	ヨルダン・ハシェミット王国「社会性育成を主眼に置いた特別活動実践と体制構築事業」（草の根パートナー型）、2019年度業務の概算払として
		20,749,004 円	一般個人寄付・フィリピンでの活動に対する寄付
		3,000,000 円	一般プロジェクト支援金
		2,000,000 円	フィリピンでの活動に対する寄付

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		3,154,065 円	助成金事業監査報酬
		2,719,533 円	ニュースレター発送費用
		1,815,000 円	寄付者管理システム導入支援委託料
		1,056,968 円	ニュースレター印刷費用
		929,440 円	海外航空券費用

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
		書籍「アンコールワットの神さまへ」	2020（令和2）年1月1日～12月31日	定価	定価 1,300 円+税
		書籍「ぼくは12歳、路上で暮らしはじめたわけ。」			定価 1,300 円+税
		書籍「織物を未来の色に染めて」			定価 1,400 円+税
		書籍「私はドミニク」			定価 1,500 円+税
		書籍「わたしは13歳、シリア難民。」			定価 1,400 円+税
		ポストカード			定価 300 円、500 円、800 円
		フェアトレード商品			各商品の定価

6 支出した寄附金に関する事項〔⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日〕

支出年月日	支出先の名称	所 在 地	寄附の目的等	支出した寄附金額
		2020（令和2年）1 月1日～12月31日迄 分	奨学金事業	362,970 円
		2020（令和2年）1 月1日～12月31日迄 分	奨学金事業	315,738 円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
合 計				678,708 円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

[illegible]

7 海外への送金等に関する事項

【⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日】

実施日	使 途	金 額
2020/01/07	ヨルダン公立学校での社会性育成を主眼に置いた特別活動実践と体制構築事業	5,000,000 円
2020/01/07	ヨルダンのザアタリ難民キャンプで避難生活を送るシリア難民への学校教育支援	2,000,000 円
2020/01/14	フィリピンにおける青少年の保護・自立支援／スラム地域支援	750,000 円
2020/01/16	パレスチナの公立小学校と子ども支援センターでの子ども支援の拡充事業	1,500,000 円
2020/01/27	フィリピンにおける青少年の保護・自立支援／スラム地域支援	1,450,000 円
2020/01/28	バングラデシュにおけるストリートチルドレンのためのドロップインセンター運営支援	1,200,000 円
2020/02/12	パレスチナの公立小学校と子ども支援センターでの子ども支援の拡充事業費	132,420 円
2020/02/26	フィリピンにおける青少年の保護・自立支援／スラム地域支援	1,343,500 円
2020/02/28	パレスチナの公立小学校と子ども支援センターでの子ども支援の拡充事業	3,000,000 円
2020/03/06	カンボジアにおける青少年の保護・自立支援／収入創出活動(IGA)および若年層女性へのエンパワメント事業	2,130,000 円
2020/03/13	パキスタンにおける学校再建支援及び女子教育の向上支援	2,744,147 円
2020/03/16	バングラデシュにおけるストリートチルドレンのためのドロップインセンター運営支援	1,500,000 円
2020/03/26	フィリピンにおける青少年の保護・自立支援／スラム地域支援	1,200,000 円
2020/04/10	パレスチナの公立小学校と子ども支援センターでの子ども支援の拡充事業	379,702 円
2020/04/10	ヨルダンのザアタリ難民キャンプで避難生活を送るシリア難民への学校教育支援	1,000,000 円
2020/04/10	ヨルダン公立学校での社会性育成を主眼に置いた特別活動実践と体制構築事業	2,000,000 円
2020/04/14	フィリピンにおける青少年の保護・自立支援／スラム地域支援	1,450,000 円
2020/05/07	カンボジアにおける青少年の保護・自立支援／収入創出活動(IGA)および若年層女性へのエンパワメント事業	2,000,000 円
2020/05/08	フィリピンにおける青少年の保護・自立支援／スラム地域支援	650,000 円
2020/05/14	パレスチナの公立小学校と子ども支援センターでの子ども支援の拡充事業	1,000,000 円
2020/05/19	フィリピンにおける青少年の保護・自立支援／スラム地域支援	1,650,000 円
2020/06/16	フィリピンにおける青少年の保護・自立支援／スラム地域支援	1,770,000 円
2020/06/25	パレスチナの公立小学校と子ども支援センターでの子ども支援の拡充事業	400,000 円
2020/07/08	ヨルダンのザアタリ難民キャンプで避難生活を送るシリア難民への学校教育支援	1,820,265 円
2020/07/08	ヨルダン公立学校での社会性育成を主眼に置いた特別活動実践と体制構築事業	4,000,000 円
2020/07/08	カンボジア/パイリン州における青少年の就労支援	492,579 円
2020/07/13	カンボジアにおける青少年の保護・自立支援／収入創出活動(IGA)および若年層女性へのエンパワメント事業	2,170,000 円
2020/07/13	カンボジア/パイリン州における青少年の就労支援	492,579 円
2020/07/17	パレスチナの公立小学校と子ども支援センターでの子ども支援の拡充事業	1,500,000 円
2020/07/17	フィリピンにおける青少年の保護・自立支援／スラム地域支援	420,000 円
2020/07/30	フィリピンにおける青少年の保護・自立支援／スラム地域支援	860,000 円
2020/07/30	バングラデシュにおけるストリートチルドレンのためのドロップインセンター運営支援	1,400,000 円
2020/08/18	パレスチナの公立小学校と子ども支援センターでの子ども支援の拡充事業	1,500,000 円
2020/08/24	フィリピンにおける青少年の保護・自立支援／スラム地域支援	400,000 円
2020/08/25	フィリピンにおける青少年の保護・自立支援／スラム地域支援	1,200,000 円
2020/08/27	パレスチナの公立小学校と子ども支援センターでの子ども支援の拡充事業	3,000,000 円
2020/08/28	パキスタンにおける学校再建支援及び女子教育の向上支援	2,000,000 円
2020/08/31	バングラデシュにおけるストリートチルドレンのためのドロップインセンター運営支援	250,000 円
2020/09/07	フィリピンにおける青少年の保護・自立支援／スラム地域支援	850,000 円
2020/09/15	フィリピンにおける青少年の保護・自立支援／スラム地域支援	420,000 円
2020/09/16	カンボジアにおける青少年の保護・自立支援／収入創出活動(IGA)および若年層女性へのエンパワメント事業	2,000,000 円
2020/09/29	フィリピンにおける青少年の保護・自立支援／スラム地域支援	1,150,000 円
2020/10/13	パレスチナの公立小学校と子ども支援センターでの子ども支援の拡充事業	4,500,000 円
2020/10/13	ヨルダン公立学校での社会性育成を主眼に置いた特別活動実践と体制構築事業	3,000,000 円
2020/10/21	フィリピンにおける青少年の保護・自立支援／スラム地域支援	2,287,000 円
2020/10/27	バングラデシュにおけるストリートチルドレンのためのドロップインセンター運営支援	1,120,000 円
2020/11/05	パキスタンにおける学校再建支援及び女子教育の向上支援	500,000 円
2020/11/24	フィリピンにおける青少年の保護・自立支援／スラム地域支援	1,200,000 円
2020/11/30	パキスタンにおける学校再建支援及び女子教育の向上支援	8,000,000 円
2020/12/01	カンボジアにおける青少年の保護・自立支援／収入創出活動(IGA)および若年層女性へのエンパワメント事業	1,570,000 円
2020/12/08	フィリピンにおける青少年の保護・自立支援／スラム地域支援	490,000 円
2020/12/10	パレスチナの公立小学校と子ども支援センターでの子ども支援の拡充事業	4,500,000 円
2020/12/18	パキスタンにおける学校再建支援及び女子教育の向上支援	28,790,043 円
2020/12/22	パレスチナの公立小学校と子ども支援センターでの子ども支援の拡充事業費	450,000 円
44,190	フィリピンにおける青少年の保護・自立支援／スラム地域支援	700,000 円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人国境なき子どもたち					チェック欄	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと							
イ							
項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)	
区 分		①	②	③	④	⑤	
①	R2年1月1日 ～ R2年12月31日	13人	0人	0%	3人	23.0%	
②	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
③	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑥	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑦	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
申 請 時		人	人	%	人	%	
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。							
ロ							
各社員の表決権が平等である		①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表（次葉）

ハ

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	☒ はい いいえ	☐ はい いいえ	☐ はい いいえ	☐ はい いいえ	☐ はい いいえ	☐ はい いいえ	☐ はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	☒ はい いいえ	☐ はい いいえ	☐ はい いいえ	☐ はい いいえ	☐ はい いいえ	☐ はい いいえ	☐ はい いいえ

⑥ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「①～⑥」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「①」から「⑥」については、イに記載する各期間（「①」から「⑥」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「①」から「⑥」については、イに記載する各期間（「①」から「⑥」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

元書類収受日 令和 3 年3月30日

差替書類収受日 令和 3 年10月25日

再差替 令和4年3月1日

書式第8号（法第44条・51条・58条関係）

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 国境なき子どもたち	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員数		13人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員 又は使用人である者並びにこれらの 者の親族等」のグループの人数		3人	人	人	人	人	人	人

以下、Member of Board を MoB と略す。

役員 の 内 訳										
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況						
				①	②	③	④	⑤	⑥	就任・退任 年月日
ドミニク レギュイエ		理事		○						就任 H13. 6. 3
アグネス ギャラルド クイトリアー ノ		理事		○						就任 H18. 3. 28
寺田 朗子		理事		○						就任 H21. 3. 27
常田 高志		理事		○						就任 H25. 2. 22
ローラン デュボワ		理事		○						就任 H26. 3. 7

大竹 綾子		理事		○							就任 H28. 3. 26
清水 匡		理事		○							就任 H28. 3. 26
				○							
栗林 まどか		理事									就任 H28. 3. 26
玉村 翔吾		理事		○							就任 H28. 3. 26
近藤 梨央		理事		○							就任 H28. 3. 26
水野 太洋子		監事		○							就任 H28. 3. 26
清川（旧姓 松浦）ちはる		理事		○							就任 H29. 3. 25
守谷 慧		理事		○							就任 H30. 3. 17

（注意事項）認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

元書類收受日 令和3年3月30日
 差替書類收受日 令和3年10月25日
 再差替 令和4年3月31日

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人国境なき子どもたち		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	ルーズリーフ 会計ソフト（弥生会計）	都度	10年
仕訳日記帳	ルーズリーフ 会計ソフト（弥生会計）	都度	10年
現金出納帳	ルーズリーフ エクセル	都度	10年
補助元帳	ルーズリーフ 会計ソフト（弥生会計）	都度	10年
固定資産台帳	ルーズリーフ エクセル	都度	10年
給与台帳	ルーズリーフ エクセル	都度	10年
在庫管理表	ルーズリーフ エクセル	年2回	10年

（記載要領）

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人国境なき子どもたち						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人国境なき子どもたち		チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること			✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等			
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類			
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程			
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類			
ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類			

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意	
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		☒ する	☐ しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金等の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人国境なき子どもたち
-----	--------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日～ 月 日</td> <td>設立年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人国境なき子どもたち	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ ☐ 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい ☐ いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい ☐ いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい ☐ いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい ☐ いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい ☐ いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい ☐ いいえ